

「本人通知制度」に登録を!!

不正な方法で他人の住民票や戸籍を取って、悪用するなど全国的に不正取得が後を絶ちません。

どんな制度なの?

不正取得があった場合、そのことを早期に知ることができ、被害を最小限にとどめたり、不正請求を抑制することが期待できる制度です。

第三者があなたの証明書をとった場合

登録者のみにお知らせします

あなたの証明書を代理人など第三者が取得した場合、そのことを郵送でお知らせする制度です。

この制度を利用するには、ご本人からの事前登録が必要です。

(事前登録についての詳細は、裏面をご覧ください。)

※ 第三者とは、本人からの委任状を持った代理人、弁護士など職務上請求が認められている人、義務履行・権利行使などの理由があり、その身分を証明して申請をする人です。

資格のない人に住民票や戸籍を交付することはありません。



詳しい登録内容については、裏面をご覧ください。

第三者による証明書の取得を禁止する制度ではありませんので、ご注意ください。

飯塚市役所

【お問い合わせ先】

飯塚市役所 市民課 0948-22-5500 (内線 1014)
 穂波支所 市民窓口課 0948-22-0380 (内線 2112)
 筑穂支所 市民窓口課 0948-72-1100 (直通)
 庄内支所 市民窓口課 0948-82-1200 (内線 4620)
 穎田支所 市民窓口課 09496-2-2211 (内線 5630)

飯塚市ホームページ

<https://www.city.iizuka.lg.jp/>

本人通知制度登録申請書

(宛先) 飯塚市長

申請日 年 月 日

飯塚市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する裏面の留意事項を確認し、次のとおり登録の申請をします。 ※裏面の説明をお読みください。

登録 申込者 (申込者の 自署)	住所	飯塚市		
	フリガナ 氏名	生年月日	年 月 日	
	連絡先	- -		

◇登録申込者と「住民票が同一世帯」又は「同一戸籍」で登録を希望する方は下記にご記入ください。

記入欄	1	フリガナ 氏名	生年月日	年 月 日
		住所	□登録申込者と同じ 飯塚市	
	2	フリガナ 氏名	生年月日	年 月 日
		住所	□登録申込者と同じ 飯塚市	
	3	フリガナ 氏名	生年月日	年 月 日
		住所	□登録申込者と同じ 飯塚市	
	4	フリガナ 氏名	生年月日	年 月 日
		住所	□登録申込者と同じ 飯塚市	

◇代理人が申請する場合は、次の欄に記入してください。

代理人	住所			
	フリガナ 氏名	生年月日	年 月 日	
	連絡先	- -		
代理人の区分		□未成年者の法定代理人 □成年被後見人等の法定代理人 □代理人		

※代理人であることを証する書類(委任状、戸籍謄本、登記事項証明書等)が必要です。ただし、住民票が同一世帯、同一戸籍、同じ勤務先等の方は不要です。

受付	名簿登録	入力	備考

本人通知制度登録申請される際の留意事項

この制度は、住民票の写し等の不正請求の抑止及び不正取得による個人の権利侵害の防止を目的としています。留意事項を確認のうえ登録の申請をお願いします。

- 1 この申込書により申込みをし、登録をされた方には、本人通知の対象となる証明書等（※1）を第三者（※2）に交付した場合に、その旨を通知します。

ただし、第三者から事前登録者の住民票の写し等の請求があった場合に、事前登録者に交付の可否を確認するなど、交付ができないようにする制度ではありません。

- ※1・住民票の写し又は住民票記載事項証明書で本籍（国籍等）が記載されたもの
- ・戸籍の附票の写し（飯塚市に住所と本籍の両方がある方）
 - ・戸籍全部（個人）事項証明書、戸籍記載事項証明書（飯塚市に住所と本籍の両方がある方）
 - 除票、除附票、除籍、改製原戸籍による交付は対象外です。

- ※2 第三者とは、本人等の代理人及び本人等以外の方（国又は地方公共団体の機関を除く。）をいいます。また、本人等とは、住民票の写し等は「同一世帯」の方、戸籍全部（個人）事項証明書等又は戸籍の附票の写しは「戸籍に記載されている方、その配偶者、直系親族」をいいます。

- 2 登録された方に係る住民票の写し等を第三者に交付したときは、「第三者交付通知書（第三者に交付した年月日、その種類及び通数、交付した住民票の写し等の請求者の種別（本人等の代理人、本人等以外の者）を記載したもの）」を送付します。

- 3 通知書は、登録された方に係る住民票の写し等を第三者に交付した場合に限り送付するもので、登録された方と同一の住民票、戸籍等に記載されている方であっても、登録されていない場合は通知の対象となりません。

- 4 登録期間中に住所の異動や戸籍の変動があった場合は、変更届出書を提出してください。

- 5 通知書は、住民票の写し等を交付した事実を通知するものです。詳しい内容については、通知書を受け取られた本人から、個人情報の開示請求を行っていただく必要があります。手数料が必要となります。ただし、第三者の個人情報などは開示できない場合があります。また、個人情報の開示請求は、飯塚市個人情報保護条例に基づき行いますので、即日の開示はできません。

登録ができる方

登録の日において飯塚市に住民登録がある方
※登録料は無料です。

登録手続きの流れ

①登録申請書を市に提出

- ・本人確認書類（運転免許証等）は不要です
- ・「住民票が同一世帯」又は「同一戸籍」の方が代理人になる場合は、委任状は不要です。
- ・同じ職場にお勤めの方同士で申請書を取りまとめて、代表者の方が申請することも可能です。その際、委任状は不要です。

- ・その他の場合で、代理人が申請するときの必要書類は、下記のとおりです。

＜代理人（登録する方からの委任を受けた方）の場合＞

委任状が必要です。

＜法定代理人（未成年の保護者や成年後見人）の場合＞

法定代理人であることがわかる書類（戸籍謄本、登記事項証明書など資格が証明できる書類。ただし飯塚市に本籍がある方で、当該事実が確認できる場合は資格を証明する書類を省略することができます。）

- ・郵送による申請も可能です。下記の「問い合わせ先」に申請書を送付してください。

②一度登録申請をするのみで、更新申請は不要です。

ただし、下記に該当したときに、登録は廃止になります。

- ・転出等の理由により、飯塚市の住民でなくなったとき（住民基本台帳から除かれたとき）
- ・登録廃止の届出があったとき

また、登録期間中に住所の異動や戸籍の変動があった場合は、変更届出を提出してください。

- ### ③登録された方に係る住民票の写し等を第三者に交付した場合に、通知書（第三者に交付した年月日、その種類及び通数、交付した住民票の写し等の請求者の種別（本人等の代理人、本人等以外の者）を記載したもの）が郵送されます。

＜問い合わせ先＞

〒820-8501

飯塚市新立岩5番5号

飯塚市役所 市民課 窓口係

TEL：0948-22-5500

申請はとっても簡単！

